

春の交通安全運動 5月11日(土)～5月20日(月)

5月は、「自転車月間」

5月5日は、「自転車の日」

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子ども(13歳未満)はヘルメットを着用



3年以内に2回以上

- ・信号無視
- ・指定場所一時不停止等
- ・歩道通行時の通行方法違反
- ・ブレーキ不良自転車運転
- ・歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- ・交差点安全進行義務違反等
- ・安全運転義務違反
など

自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと
自転車運転者講習を受けることになります。



講習の受講：3時間
講習手数料：5,700円

受講命令に違反した場合
5万円以下の罰金

【シリーズ 部活紹介】《栄町中学校 女子バスケットボール部》

栄町中学校女子バスケットボール部は、現在部員6名で活動しています。「中体連3日目まで残り、勝利を収める」という目標のもと、基本の練習を中心に日々の練習に励んでいます。春季大会、中体連を間近に控え、子どもたちの練習にも力が入ってきています。これまでの努力が実を結ぶよう、精一杯頑張りますので応援よろしくお願いいたします。

